



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 セントケア・ホールディング株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 猛
(J A S D A Q ・ コード番号 2 3 7 4)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 関 根 竜 哉
(TEL . 0 3 - 3 5 3 8 - 2 9 4 3)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 24 年 6 月 26 日開催予定の第 30 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．定款変更の目的

当社は、本日開示しております「株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、1 株を 100 株に分割するとともに 1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨ならびに会社法の規定に基づき、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）の変更および変更案第 6 条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。これに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、変更案第 7 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

2．定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(単元未満株主についての権利)</u> <u>第 7 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1 . 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>2 . 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>第 7 条 ~ 第48条</u>（条文省略） 附 則 第 1 条 <u>第 5 条の変更および第 6 条の新設</u>ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成24年10月 1 日をもってその効力を生じるものとする。	<u>3．募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>第 8 条 ~ 第49条</u>（現行どおり） 附 則 第 1 条 <u>第 5 条の変更、第 6 条および第 7 条の新設</u>ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成24年10月 1 日をもってその効力を生じるものとする。

3．日程

取締役会決議	平成 24 年 5 月 14 日
株主総会開催日	平成 24 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 24 年 10 月 1 日

以 上